

行刑の実情に関する調査（刑務官アンケート）の結果

平成 15 年 10 月 20 日
行 刑 改 革 会 議

1 対象者

府中刑務所（5 部制庁）、大分刑務所（2 部制庁）及び網走刑務所（2 部制庁）の処遇担当の全刑務官（平成 15 年 7 月 1 日現在）

5 部制庁：大規模施設であり，所長の下に，総務部，処遇部，教育部，医務部及び分類審議室が置かれている。

2 部制庁：普通規模施設であり，所長の下に，総務部及び処遇部が置かれている。

2 実施方法

事務局職員が対象施設に赴き，職員点検の際に，座長から刑務官あての書簡に記載されたアンケート調査の趣旨を説明し，同調査が個人の責任追及を目的とするものでなく，回答内容が所属施設に知られることがないこと等を説明するなど，可能な限り，い縮小的効果が生じないよう努め，アンケート調査を実施した。

実施期間は，平成 15 年 7 月 2 日から同月 7 日まで。

3 実施数

(1) 回答回収数

府中刑務所 297 通（318 人中，研修中 16 人及び不提出 5 人を除く）

大分刑務所 112 通（118 人中，研修中 4 人及び公務災害による療養中 2 人を除く）

網走刑務所 125 通（133 人中，研修中 6 人及び病休 2 人を除く）

合 計 534 通

(2) 有効回答数

上記 534 通中，白紙回答が 23 通あり，有効回答は 511 通

（有効回答率 89.8%）

4 アンケート結果

問1 採用年数

5年未満	21.1%
5年以上10年未満	16.2%
10年以上	62.6%

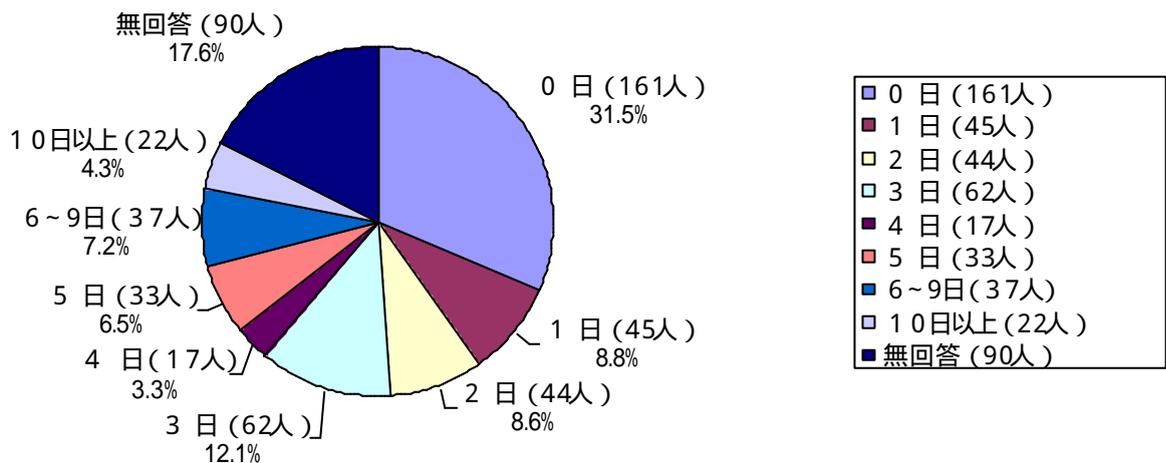
問2 階級

看守長以上	3.7% (9.4%)
副看守長	21.1% (26.0%)
看守部長・看守	75.0% (64.6%)

括弧内は平成15年度末における階級別構成比

問3 昨年1年間の有給休暇の日数

3日以内	61.1%
(うち0日)	31.5%



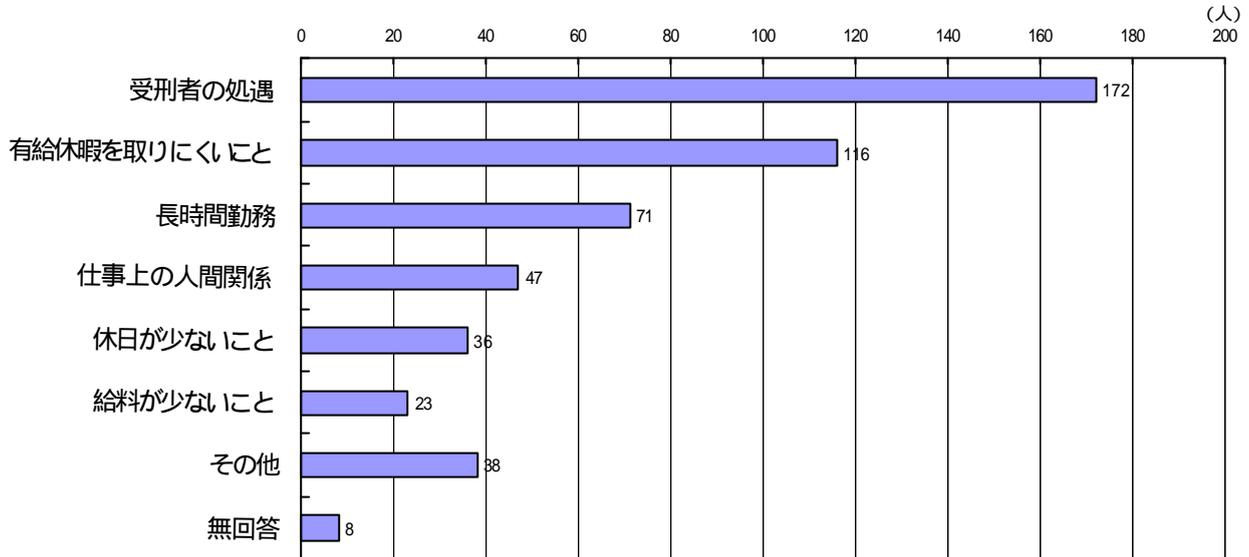
問4 有給休暇を取得したが出勤した日数

0日	37.6%
1日	2.3%
2日	2.2%
無回答	57.1%

問5 最もストレスを感じること（1つを選択）

（本項における比率は、有効回答中に占める割合）

受刑者の処遇	172人（33.7%）
有給休暇を取りにくいこと	116人（22.7%）
長時間勤務	71人（13.9%）



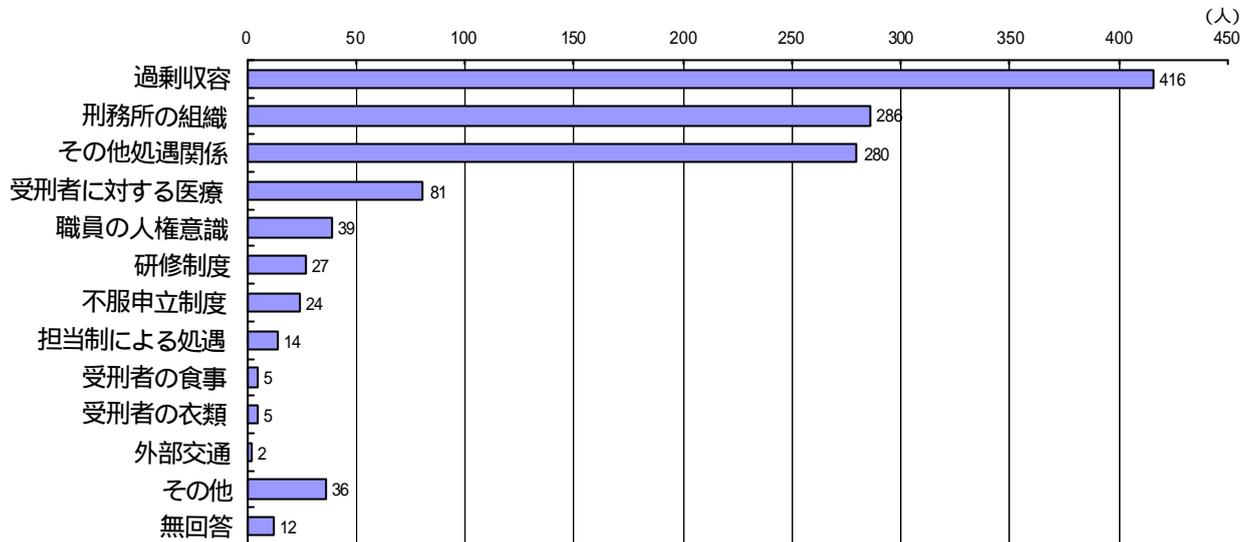
「その他」の内容

- ・ 多忙 32人（6.3%）
- ・ 過剰収容による職員不足 10人（2.0%）
- ・ 超過勤務手当が一部しか出ない 10人（2.0%）
- ・ 複数の選択肢が当てはまる 8人（1.6%）
- ・ 幹部の問題 6人（1.2%）
- ・ その他（職員の能力、受刑者の詐病、組合がない等）

問6 刑務所の問題点（3つまで選択）

（本項における比率は、有効回答中に占める割合）

過剰収容	416人（81.4%）
刑務所の組織	286人（56.0%）
その他処遇関係	280人（54.8%）



「その他」の内容

- ・ 職員数不足 8人（1.6%）
- ・ 受刑者の権利意識 6人（1.2%）
- ・ 幹部の能力等 6人（1.2%）
- ・ 年休の取得 4人（0.8%）
- ・ その他（施設間の仕事量の差，医療，施設，組合等）

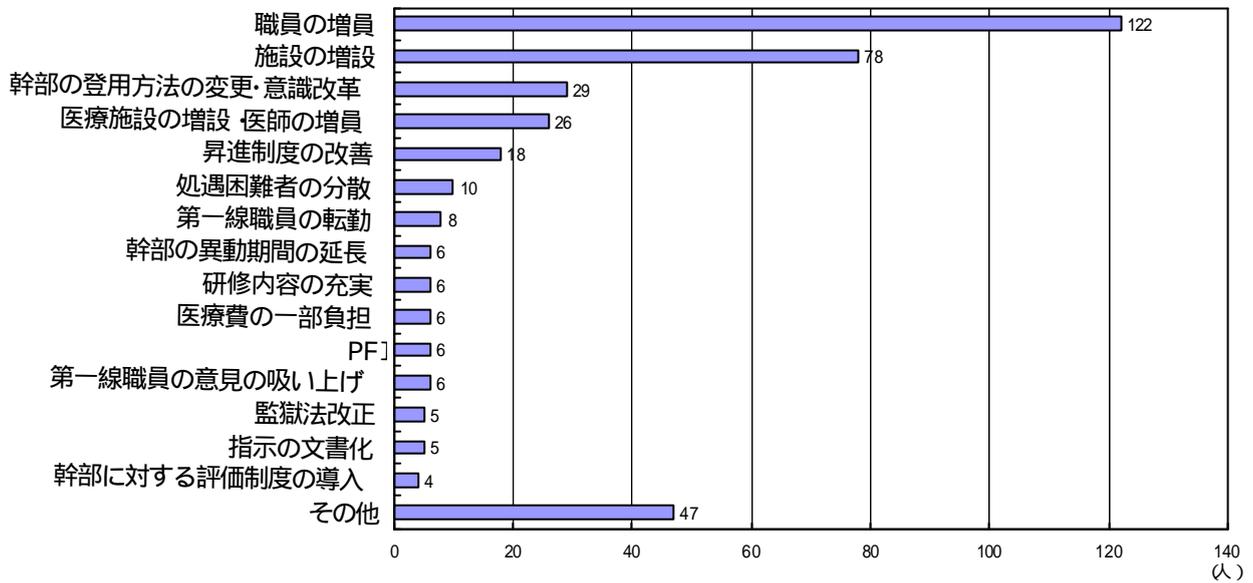
問題の具体的内容の例

- ・ 職員不足（多数）
- ・ 刑務作業の内容
- ・ 施設間，事務部門と処遇部門の仕事量の差
- ・ 受刑者の権利意識ばかりが目立ち，施設側がそれに対して過剰に反応している。
- ・ 所長の裁量が大きすぎる。
- ・ 外国人受刑者の増加
- ・ 各種研修制度の見直し
- ・ 現場経験のない幹部が多く，適正な指示ができない。（多数）
- ・ 必要以上に薬，診察を求める受刑者が多い。医療を有料化すべき。（多数）
- ・ 階級等による上下関係がありすぎる。
- ・ 薬物中毒，精神異常者に対する専門の刑務所を作るべき。または，専門的なカウンセラーを活用すべき。

- ・ 必要以上に良すぎる食事
- ・ 処遇困難者の増加
- ・ 第一線職員の転勤が少なく，同職員の間でインフォーマルグループが形成される。
- ・ 組合がない。
- ・ 医師，看護師の数が少ない。
- ・ 独居が少な過ぎ，適正な処遇をすることができない。
- ・ 専門官制を取ったことにより，組織のバランスが取れなくなった。

問6 - B その解決策（自由回答・回答数255）

職員の増員	122人
施設の増設	78人
幹部の登用方法の変更，意識改革	29人



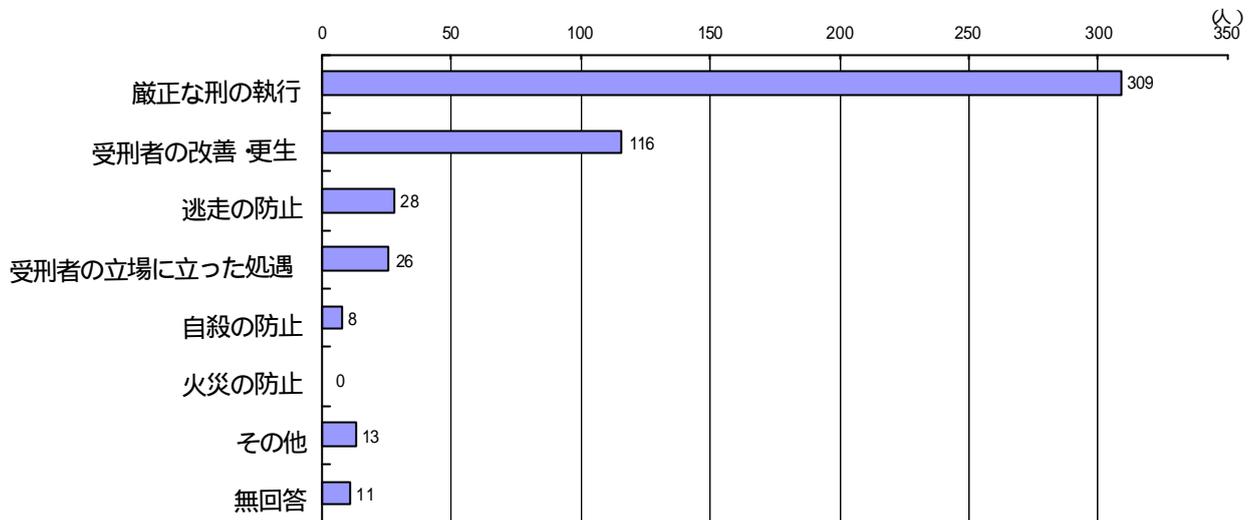
「その他」の内容

- ・ 給与予算の増額 3人
- ・ 仮釈放の弾力的運用 3人
- ・ 組合の創設 3人
- ・ 分類の見直し 3人
- ・ 幹部職員の転勤を1年か2年にする。 2人
- ・ 第三者機関の創設 2人
- ・ 刑務作業の改善 2人
- ・ その他（採用試験の見直し，矯正学校の創設，外国人受刑者の本国への送還，情願制度の改正等）

問7 処遇について最も重要なこと（1つを選択）

（本項における比率は、有効回答中に占める割合）

厳正な刑の執行	309人（60.5%）
受刑者の改善・更生	116人（22.7%）
逃走の防止	28人（5.5%）

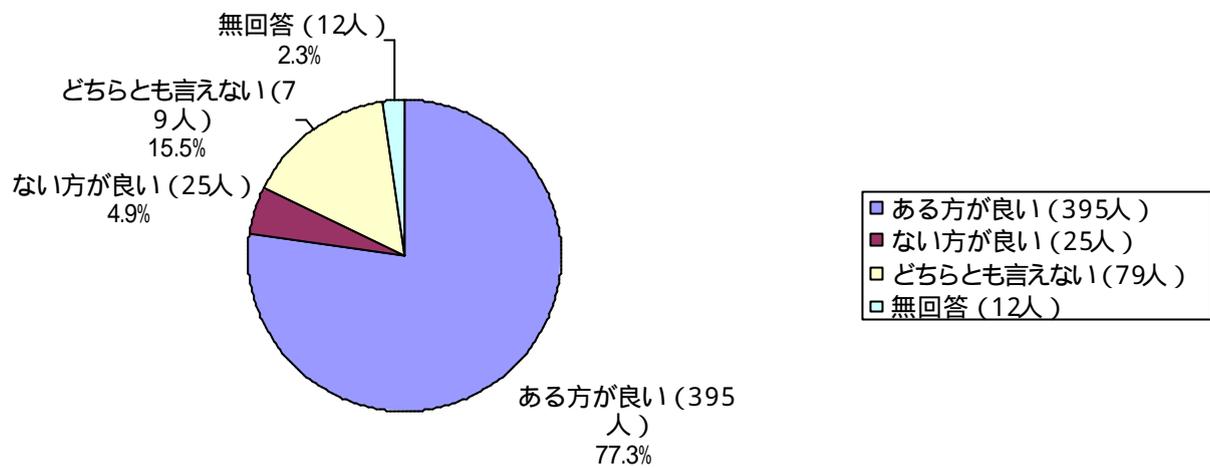


「その他」の内容

- ・ 規律維持 4人（0.8%）
- ・ 刑務作業 2人（0.4%）
- ・ 拘禁の確保 2人（0.4%）
- ・ 刑務所のホテル化の防止 2人（0.4%）
- ・ その他（仮出獄の見直し，すべて，組織の強化等）

問8 刑務作業はある方が良いか

ある方が良い	77.3%
ない方が良い	4.9%
どちらとも言えない	15.5%



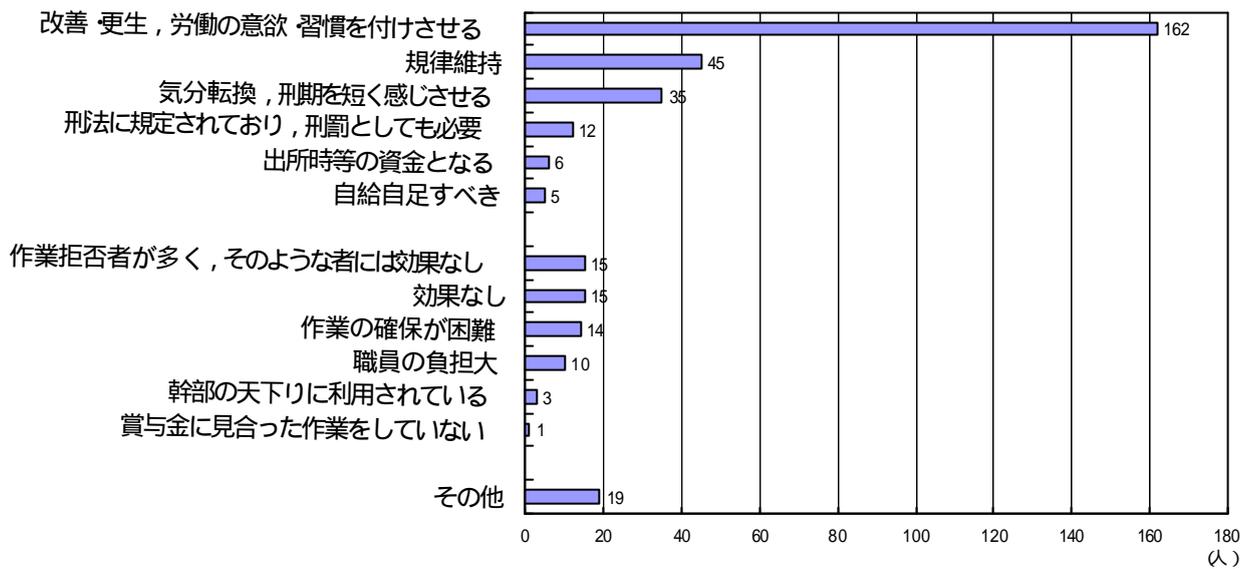
問 8 - A 刑務作業の是非の理由 (自由回答・回答数 3 1 3)

必要

改善・更生，労働の意欲・習慣を付けさせる	162人
規律維持	45人
気分転換，刑期を短く感じさせる	35人

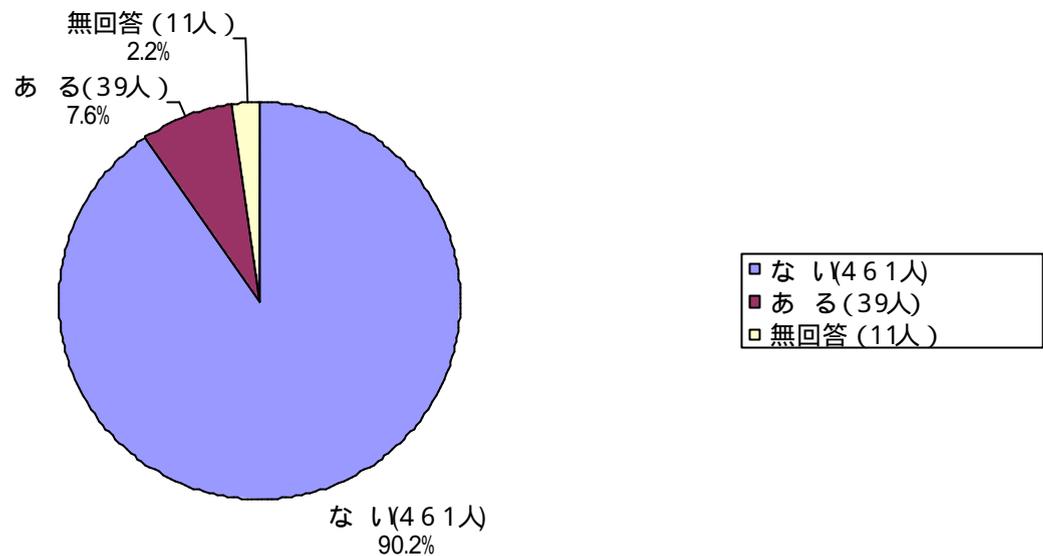
不要

作業拒否者が多く，そのような者には効果なし	15人
効果なし	15人
作業の確保が困難	14人



問9 自分自身が受刑者に暴力を振るったり，脅したり，いじめたりしたことがあるか

ある 7.6%
ない 90.2%



問9 - A 暴力，脅し，いじめの具体的内容（自由回答・回答数38）

（本項における比率は，有効回答中に占める割合）

暴力，脅し，いじめの別

暴力 20人（3.9%）
脅し 7人（1.4%）
いじめ 2人（0.4%）
不明 10人（2.0%）

暴力，脅し，いじめの時期

10年以上前 14人（2.7%）
5～10年前 2人（0.4%）
5年以内 2人（0.4%）
不明 20人（3.9%）

「暴力」の内容の分析（制圧時か非制圧時か。その時期）

制圧時 9人（1.8%）

・10年以上前 2人

・15年くらい前に，けんかして暴れた者の顔を殴った。

・昭和43年ころ，職員に対し暴行をしたため，同僚職員と一緒にになり制圧したとき。

・5～10年前 0人

・5年以内 1人

・2，3年前，行進の練習をしていた受刑者の悪い態度を注意したところ，相手が殴りかかってきたため，大外刈りで投げた。

・時期不明 6人

- ・ 一方的に殴りかかってきたのを制止しようとしたが、何の指示も出なかったため、払い腰で投げ、制止した。
- ・ 大暴れしている人間を押さえつけ制圧する際に全くけがをさせないように制圧するのは難しく、どうしても手に力が入る。
- ・ 覚せい剤の後遺症により激怒した被収容者が暴行の氣勢を示したため制圧した。
- ・ 独居副担当時、処遇困難者が粗暴な態度を示したとき。覚せい剤中毒者が暴力を振るってきたとき。
- ・ 被収容者に暴力を振るわれた際、正当に制圧したことを被収容者には暴力と言われた。
- ・ 保護房収容中、制服を破いたりつかんで離さないなどの暴行を加えたため。

非制圧時 7人(1.4%)

・10年以上前 4人

- ・ 10年ほど前、繰り返し反則を犯す受刑者を注意する際、頬を平手でたたいた。
- ・ 昭和50年代ころ、工場担当をしていた際、規律違反行為をした受刑者にげんこつを振るった程度のことはある。
- ・ 昭和51年ころ、同僚が被収容者から暴行を受けたとき、感情的になった。
- ・ 平成以前、指示等に従わないとき、平手打ち等日常的であった。

・5～10年前 1人

- ・ 5年ほど前、職員の指示に全く従わず、被害者のことに触れて話をしたら「そんなことどうでもいい。」と言い捨てたので、急に腹が立ち殴った。

・5年以内 0人

・時期不明 2人

- ・ 担当時代に規律違反を繰り返すため、他の受刑者の前で脅かしたり、日誌などで頭を殴ったりしたことがある。
- ・ 指示したことを全くせず、作業中交談をし続けた者をヘルメットの上からひっぱたいた。

制圧時か非制圧時か不明 4人(0.8%)

・10年以上前 2人

- ・ 10年以上前、担当をしていたころ。暴力ではないと思っている。
- ・ 昭和30年代、未決被収容者に、原因は忘れたが、けがをさせたことがある。

・5～10年前 1人

- ・ 5年くらい前、受刑者の胸ぐらをつかんだ。

・5年以内 1人

- ・ 2,3年前、保護房収容のとき。

・時期不明 0人

「脅し」の内容の分析

10年以上前	0人
5～10年前	0人
5年以内	0人
時期不明	7人

- ・ 担当時代に規律違反を繰り返すため、他の受刑者の前で脅したり、日誌などで頭を殴ったりしたことがある。
- ・ 受刑者が少し間違いを犯したとき、必要以上に怒鳴りつけた。
- ・ 弱い者いじめを発見したとき、言葉の暴力。
- ・ 何度も反則を繰り返すので脅した。
- ・ 拜命して2,3年くらいは、受刑者になめられないように脅していたことはあった。
- ・ 複数の職員で被収容者に対して脅迫的な取調べ等をしたり、しっ責した。
- ・ 言葉の暴力と言える。

「いじめ」の内容の分析

10年以上前	1人
--------	----

- ・ 昭和57,58年ころ、保護房に入っていた常習の被収容者が毎回布団を巻き付けて寝ていたので、その日は普通に寝ていたが、掛け布団を食器孔から取り出したいじめをしたことがある。

5～10年前	0人
5年以内	0人
時期不明	1人

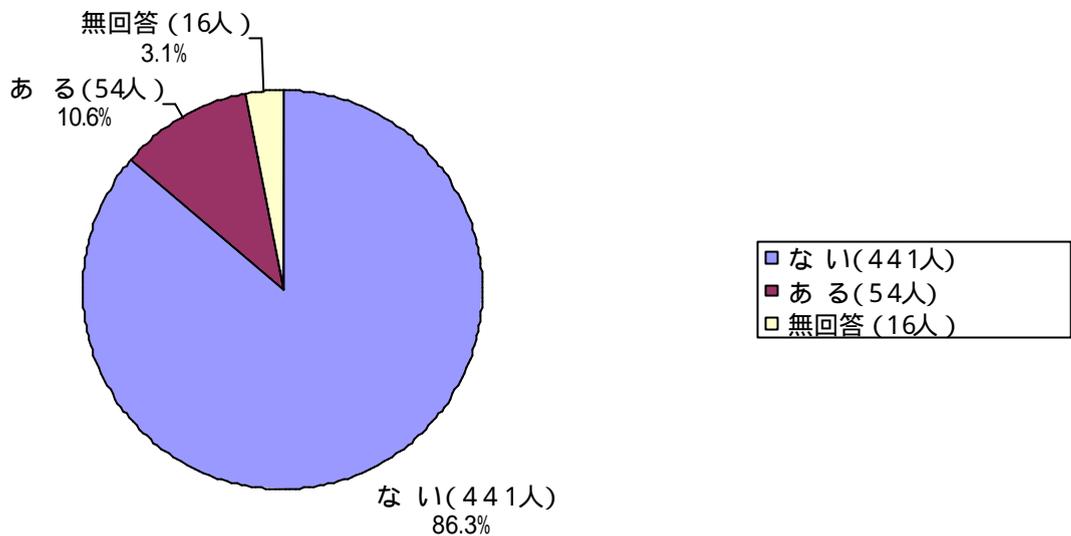
- ・ 常に反抗的な態度をとるため、担当台に呼びつけ、必要以上にしかりつけた。

その他の回答要旨

- ・ そのときはそれでいいと思っていた(人間同士として)。
- ・ 親が子供をしかるのと同じ考えから。
- ・ 十数年前です。受刑者が規律違反行為を繰り返したとき。今現在は全くない。
- ・ 自分より身体も大きく力のある者が暴れているときに、自分も本気でいかなければ逆に危険である。護身術のようなきれいごとでは済まないときもある。

問10 他の職員が、受刑者に暴力を振るったり、脅したり、いじめたりしているところを目撃したことがあるか

ある 10.6%
ない 86.3%



問10 - A 暴力，脅し，いじめの目撃の具体的内容（自由回答・回答数43）

（本項における比率は，有効回答中に占める割合）

暴力，脅し，いじめの別

暴力	24人(4.7%)
脅し	1人(0.2%)
いじめ	3人(0.6%)
不明	14人(2.7%)

暴力，脅し，いじめの時期

10年以上前	16人(3.1%)
5～10年前	1人(0.2%)
5年以内	6人(1.2%)
不明	19人(3.7%)

「暴力」の内容の分析（制圧時か非制圧時か。その時期）

制圧時 10人(2.0%)

・10年以上前 2人

・10年以上前，舎房捜検中に，受刑者が暴行し奇声を出したことから，制圧するために職員10人以上が身体の上に直立姿勢で乗り，踏みつけていた。

・10年くらい前，殴られた職員が膝蹴りをしていた。

- ・ 5～10年前 0人
- ・ 5年以内 2人
 - ・ 2, 3年前, 保護房収容のとき。
 - ・ 3, 4年前, 舎房内で暴れている被収容者を幹部職員が取り押さえた際, 必要以上に顔面を押さえつけ負傷させた。
- ・ 時期不明 6人
 - ・ ないとは言えない。実力行使としての行動が行き過ぎた点。
 - ・ 押命した当時, 一人の受刑者が暴れ, 押さえつけられていたとき, 足に蹴りを入れていた。
 - ・ 被収容者に暴力を振るわれ, やり返してしまった人を見たことがある。あまりにもひどく殴られたので, つい殴り返してしまったのだと思う。
 - ・ 保護房収容時, いわゆる飛行機の形で受刑者を連行し, 床にそのまま落として受刑者があごの骨を折った。
 - ・ おそらく普通の人間から見れば暴力を振るい, 脅したりするように見えるかもしれないが, あくまでそれは制圧の範囲であり, 処遇の範囲内である。
 - ・ 反抗的態度を示し, 受刑者が暴力的になり抵抗したため。

非制圧時 13人(2.5%)

- ・ 10年以上前 5人
 - ・ 10年くらい前, 受刑者の額を小突いた。
 - ・ 25年前, 取調室で反則をした被収容者の頭をたたいた。
 - ・ 10年ほど前, 反則行為を犯した者を殴るなどした。
 - ・ 昭和40年代ころは, 担当さんが処遇をしていたので「愛のげんこつ」くらいはあった。今は身体に触れることもない。
 - ・ 押命当時の昭和50年代には, 担当職員が頭をげんこつで殴る等のことはあったが, 現時点では全くない。
- ・ 5～10年前 0人
- ・ 5年以内 2人
 - ・ 平成10年ころ, 工場内において, 被収容者の一人が「服が無い」等と申し立て, 担当職員が指導したにもかかわらず, 職員の指導を聞き入れず, 興奮して聞き入れないため, 職員が胸ぐらをつかんだ。
 - ・ 平成10年ころ, 保護房の外国人受刑者を殴ったり蹴飛ばしたりする職員がいた。
- ・ 時期不明 6人
 - ・ 押命した当時, 指示等に従わないとき, 平手打ち等日常的であった。
 - ・ 言うことを聞かない受刑者の頭をたたいたり, 分からないように手の皮膚をつねったりなど。
 - ・ 聞いた話ではあるが, 夜勤部長が舎房に赴いた際に, 居房内の養護工場受刑者と話をしているとき, 話し方と目つきが気に入らなかったのか, 居房内に突入して受刑者を制圧した。
 - ・ 頭を小突いていた。胸をつかんで。

- ・ 見方により暴力かも知れないが、少しでもこの人間を良くして社会にとっ
てした行為。
- ・ 昔の職員は、口で言うよりも手が早かった。

制圧時か非制圧時か不明 1人(0.2%)

- ・ 10年以上前 1人
 - ・ 20年くらい前、胸ぐらをつかみ壁に押しつける暴行。

「脅し」の内容の分析

10年以上前 0人
5～10年前 0人
5年以内 0人
時期不明 1人

- ・ 感情的に怒鳴りつけていた。

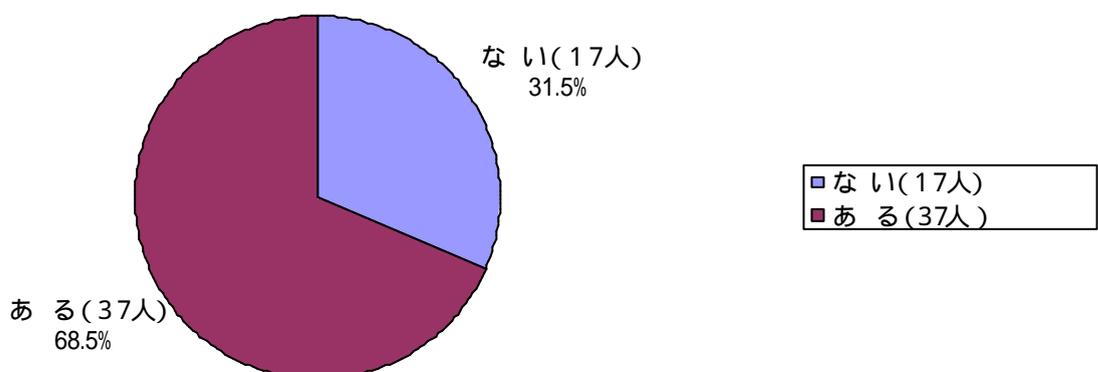
「いじめ」の内容の分析

10年以上前 2人
5～10年前 0人
5年以内 0人
時期不明 1人

- ・ 15年ほど前、拜命施設において言葉でいじめているのを見たことがある。
 - ・ 昭和45年ころ、反則事犯の受刑者が懲罰的に廊下に正座させられていた。
- 5～10年前 0人
5年以内 0人
時期不明 1人
- ・ 高齢者に対して何度も動作をやらせること。

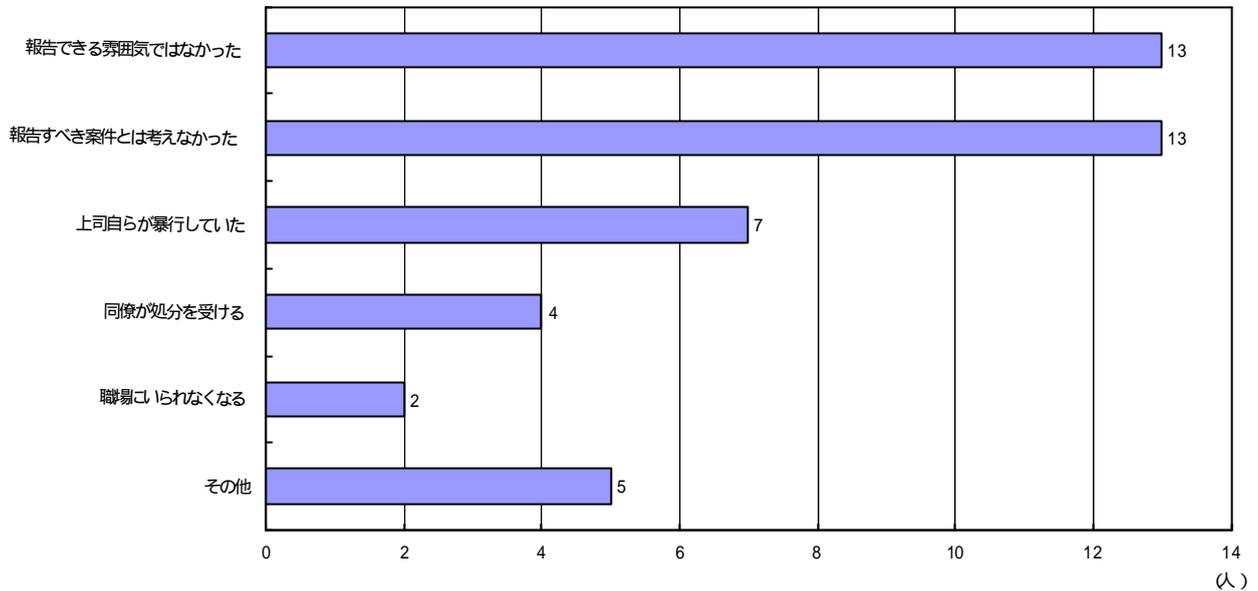
問10 - B 目撃したことを上司に報告しなかったことがあるか

ある 68.5%
ない 31.5%



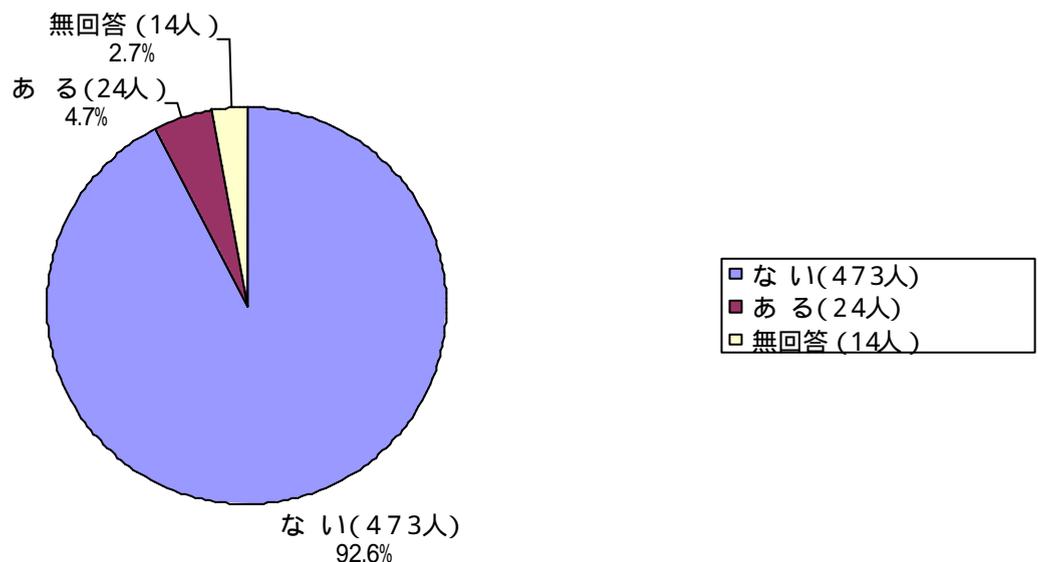
問10 - C 暴力，脅し，いじめの目撃を報告しなかった理由（自由回答・回答数43）

報告できる雰囲気ではなかった	13人
報告すべき案件とは考えなかった	13人
上司自らが暴行していた	7人



問11 保護房を懲罰的に使ったり，他の職員がそのように使うところを見たことがあるか

ある	4.7%
ない	92.6%



問11 - A 保護房の懲罰的使用の具体的内容（自由回答・回答数22）

（本項における比率は、有効回答中に占める割合）

職員暴行に対する懲らしめ 8人（1.6%）

- ・ 昭和51年ころ、同僚が被収容者から暴行を受けたとき、感情的になった。
- ・ 工場において職員の指導に対して不満を持ち、殴りかかってきた者。
- ・ 職員が受刑者に暴力を振るい、反撃してきた受刑者を。
- ・ 職員暴行
- ・ 職員暴行の受刑者であったため。
- ・ 以前は職員に対する暴力事犯に対しては保護房収容を指揮していた。報復としてよりは、現場職員の士気低下を危くしてのことだった。
- ・ 受刑者が威力的になり職員に向かってきたため。
- ・ 何度も職員に飛びかかってくる者に、分からせるために使うべき。

規則違反，反抗に対する懲らしめ 5人（1.0%）

- ・ 居室内の養護工場受刑者と話をしているとき、話し方と目つきが気に入らなかったのか、居室内に突入して受刑者を制圧し、保護房に収容した。
- ・ 4年前、指導に従わないため、暴れる被収容者を保護房に入れた。
- ・ 10年ほど前、満期釈放を翌日に控えた受刑者が全く遵守しなかったため。
- ・ 本人がまた同じことをやると言ったら入れるほかない。
- ・ 数日で満期出所だからといって職員に「バカ野郎。牢番」などと言っていたため。

上司の指示等 3人（0.6%）

- ・ 10年以上前から、特定の職員が、自分のノルマとして、受刑者を挑発して暴行、奇声をでっち上げ、保護房送りにしていたことがあった。
- ・ 幹部の指示で、ことあれば保護房に入れていた。
- ・ 保護房収容要件がなくなったのに、あるものとして収容を継続するよう指示された。

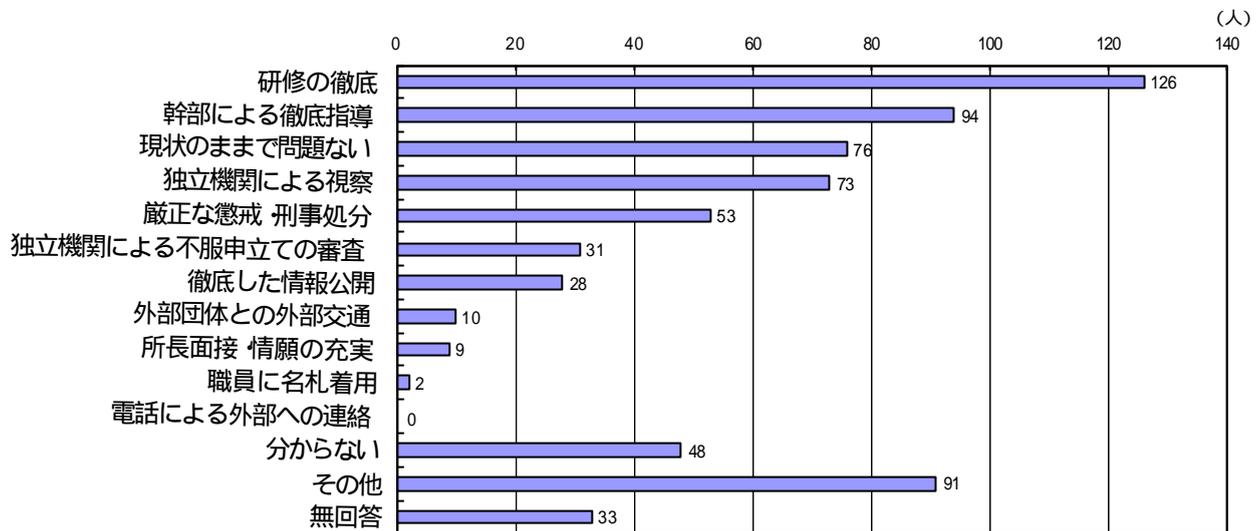
その他 6人（1.2%）

- ・ 15年くらい前のこと
- ・ 少し前までは100%懲らしめのための部屋でした。今は隔離するため。
- ・ 手数がかかるとの疑いがあるときは、予防的に入れたりしたこともあった。
- ・ 非常ベルによって現場に駆けつけたことはある。
- ・ 保護房は数が少ないため、めったなことがない限り使用しない。
- ・ 保護房は他の受刑者から隔離する意味もあるし、本人を守る意味もある。また、懲らしめの意味も含んでいると思う。

問12 どうしたら職員の受刑者に対する暴力，脅し，いじめを根絶することができるか
 (2つまで選択)

(本項における比率は，有効回答中に占める割合)

研修の徹底	126人(24.7%)
幹部による徹底指導	94人(18.4%)
現状のままで問題ない	76人(14.9%)

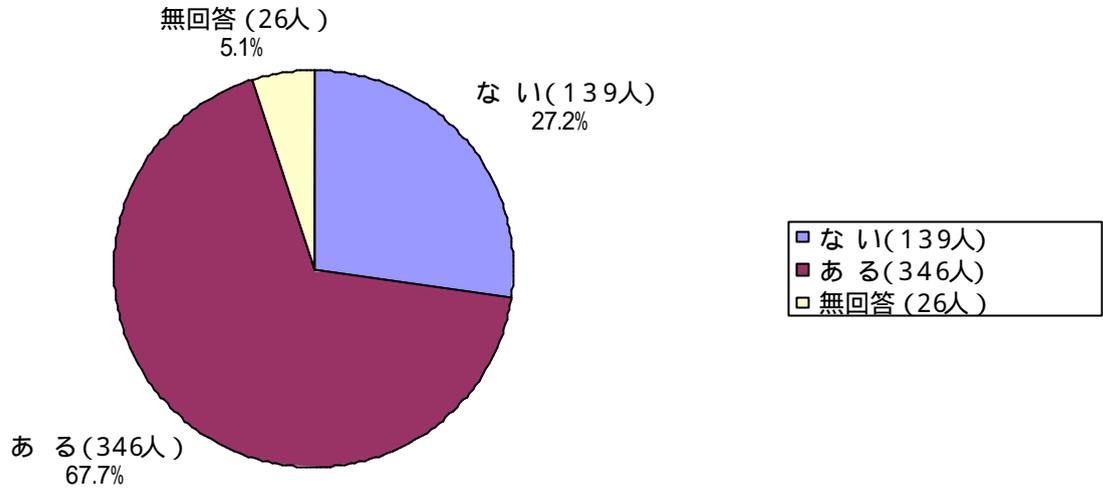


「その他」の内容

・ 幹部の能力向上	18人(3.5%)
・ 規律の維持・強化	14人(2.7%)
・ 職員増員等体制の改善	12人(2.3%)
・ 現状に問題はない	7人(1.4%)
・ 処遇困難者対策	6人(1.2%)
・ 情報公開	5人(1.0%)
・ 研修の強化	3人(0.6%)
・ その他	21人(4.1%)

問13 受刑者同士の暴力や脅しやいじめを目撃したことがあるか

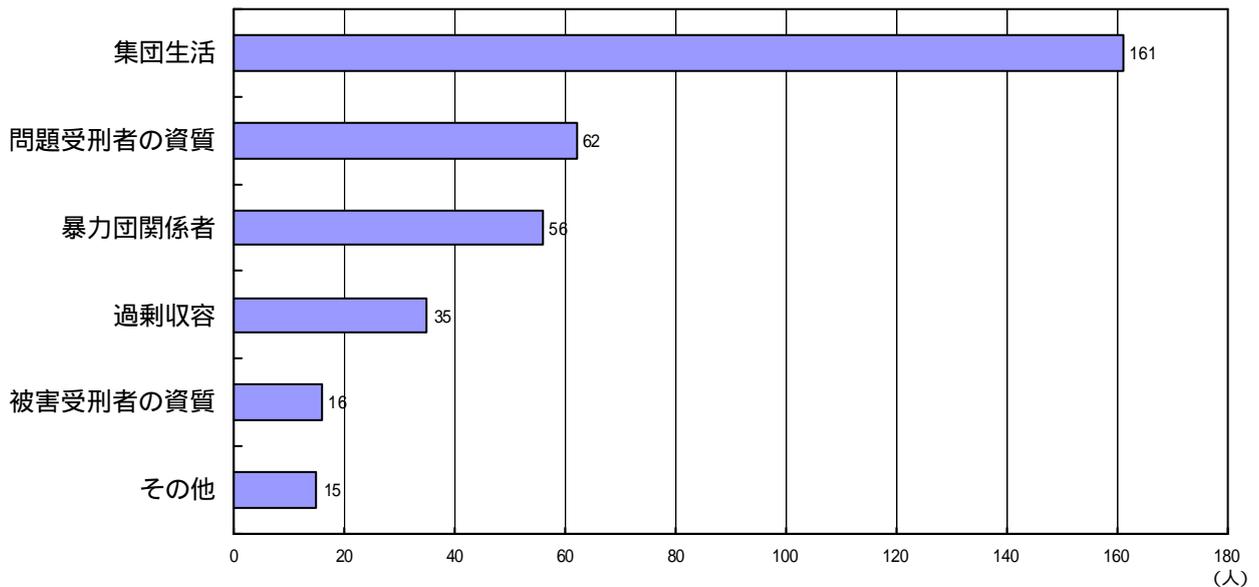
ある 67.7%
 ない 27.2%
 無回答 5.1%



問13 - A 受刑者同士の暴力や脅しやいじめの原因 (自由回答・回答数 299)

集団生活 161人 (31.5%)
 問題を起こす受刑者の資質 62人 (12.1%)
 暴力団関係者 56人 (11.0%)

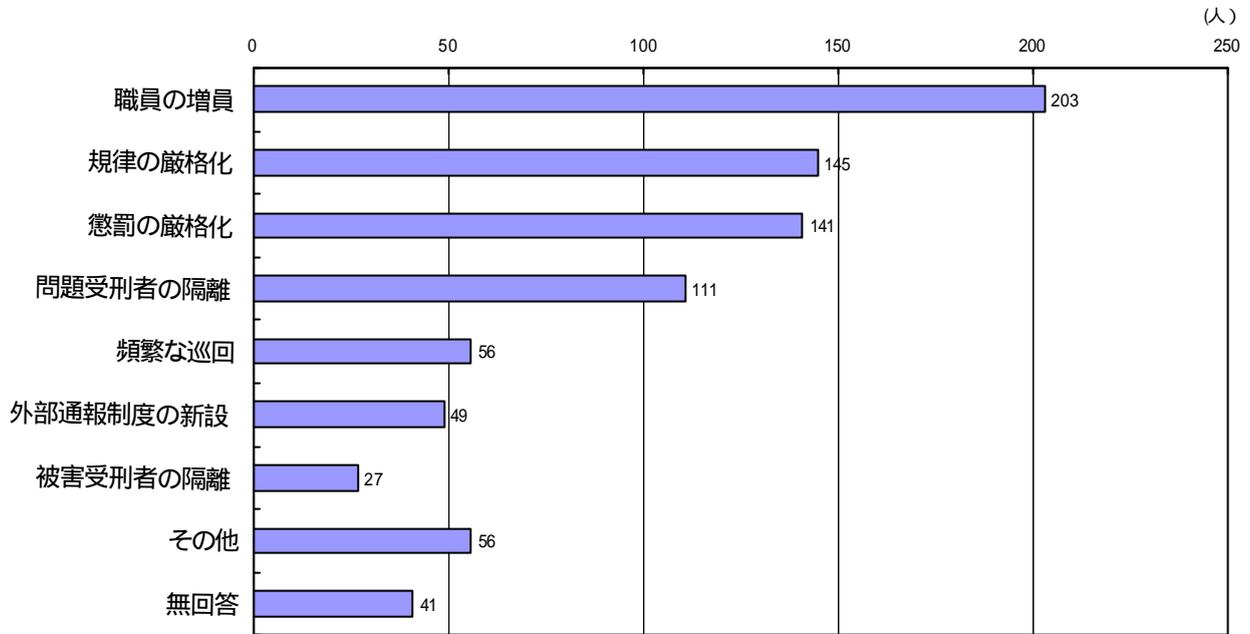
(有効回答中に占める割合)



問14 受刑者同士の暴力や脅しやいじめを減少させる方策（2つまで選択）

（本項における比率は、有効回答中に占める割合）

職員の増員	203人（39.7%）
規律の厳格化	145人（28.4%）
懲罰の厳格化	141人（27.6%）
問題受刑者の隔離	111人（21.7%）

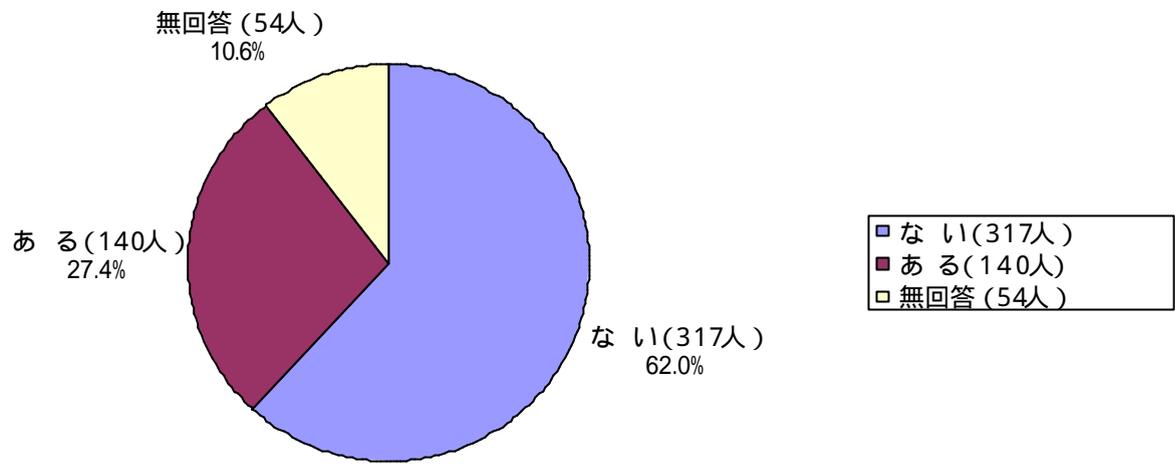


「その他」の内容

- ・ 独居拘禁 17人（3.3%）
- ・ 根絶は困難 14人（2.7%）
- ・ 過剰収容の緩和，職員増員 10人（2.0%）
- ・ 刑事民事事件として厳格に対応 6人（1.2%）
- ・ 面接，職員への秘密申立て等の対応 5人（1.0%）
- ・ その他 12人（2.3%）

問15 改めるべき規則の有無

ある 27.4%
ない 62.0%

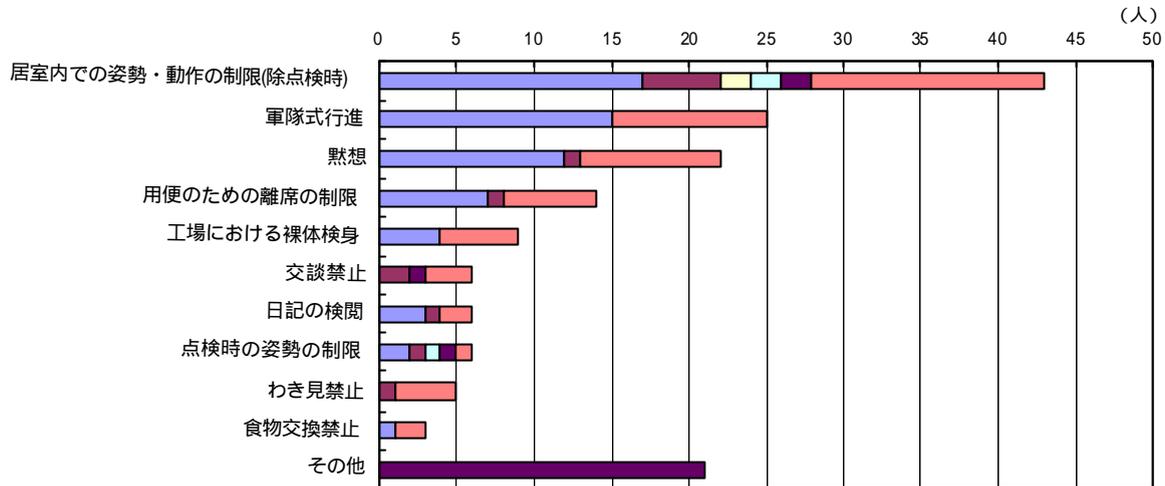


問15 - A , B 改めるべき規則の種類 (2 つまで選択) 及びその理由

(自由回答・回答数 68)

(本項における比率は、有効回答中に占める割合)

居室内での姿勢・動作の制限 (点検時を除く)	43 人 (8 . 4 %)
軍隊式行進	25 人 (4 . 9 %)
黙想	22 人 (4 . 3 %)



■ 必要性がない・相当でない ■ 実際に守らせるのは困難 □ 禁止の内容を明確にすべき □ もっと厳しくすべき ■ その他 ■ 理由無記入

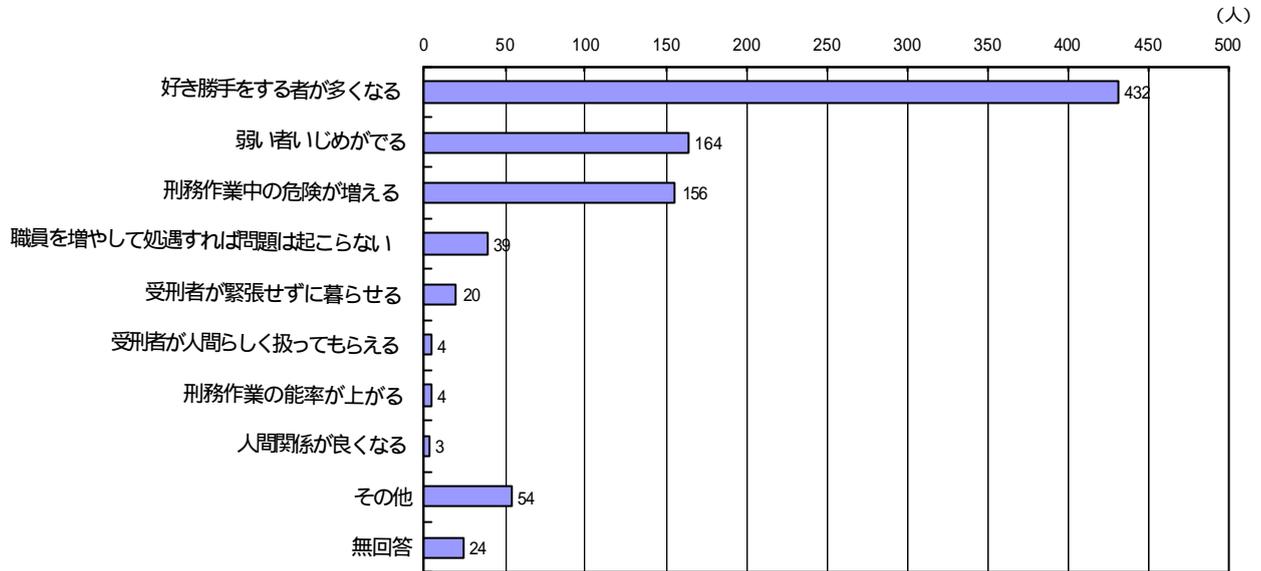
「その他」の内容

・ もっと厳しくすべき	6 人 (1 . 2 %)
・ 用便の時間管理	1 人 (0 . 2 %)
・ 居室内の自由	1 人 (0 . 2 %)
・ 洗顔洗濯の禁止	1 人 (0 . 2 %)
・ 外部交通の回数	1 人 (0 . 2 %)
・ その他	14 人 (2 . 7 %)

問16 懲罰や規律を緩やかにした場合に起こること（2つまで選択）

（本項における比率は，有効回答中に占める割合）

好き勝手をする者が多くなる	432人（84.5%）
弱い者いじめがでる	164人（32.1%）
刑務作業中の危険が増える	156人（30.5%）



「その他」の内容

・ 秩序が乱れる	14人（2.7%）
・ 暴動・職員殺傷事件が起こる	12人（2.3%）
・ 反則者が増える	7人（1.4%）
・ 行刑施設の意義がなくなる	5人（1.0%）
・ 職員の士気が低下する	4人（0.8%）
・ 受刑者にメリットはない	3人（0.6%）
・ 作業の能率が下がる	3人（0.6%）
・ 更生する者が減る	2人（0.4%）
・ その他	12人（2.3%）

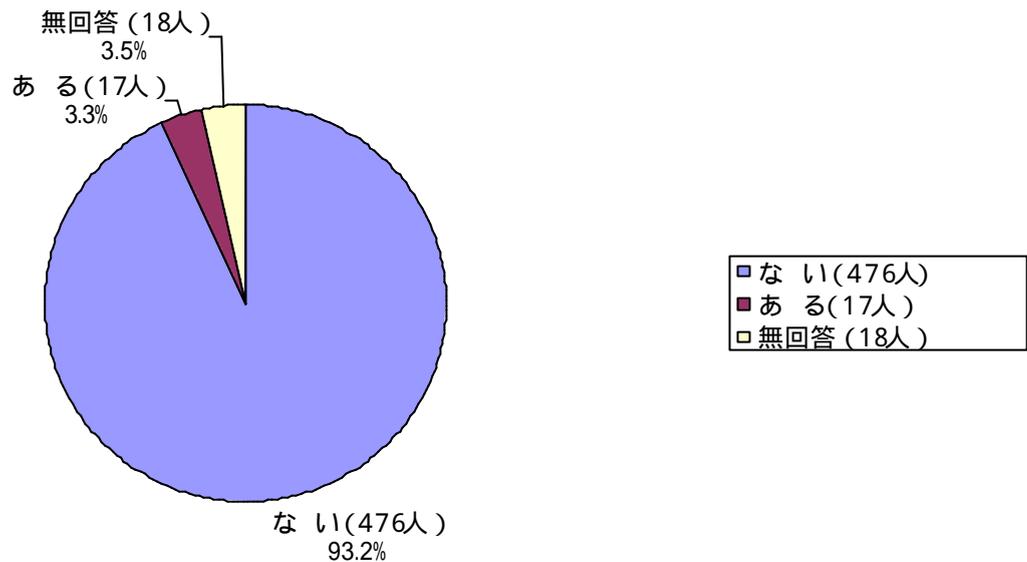
問17 反則を防ぐための懲罰以外の方法（自由回答・回答数 170）

刑期の延長	30人（5.9%）
懲罰以外の方法はない	26人（5.1%）
職員との信頼関係	22人（4.3%）

（有効回答中に占める割合）

問18 不服申立てをやめさせた経験の有無

ある	3.3%
ない	93.2%

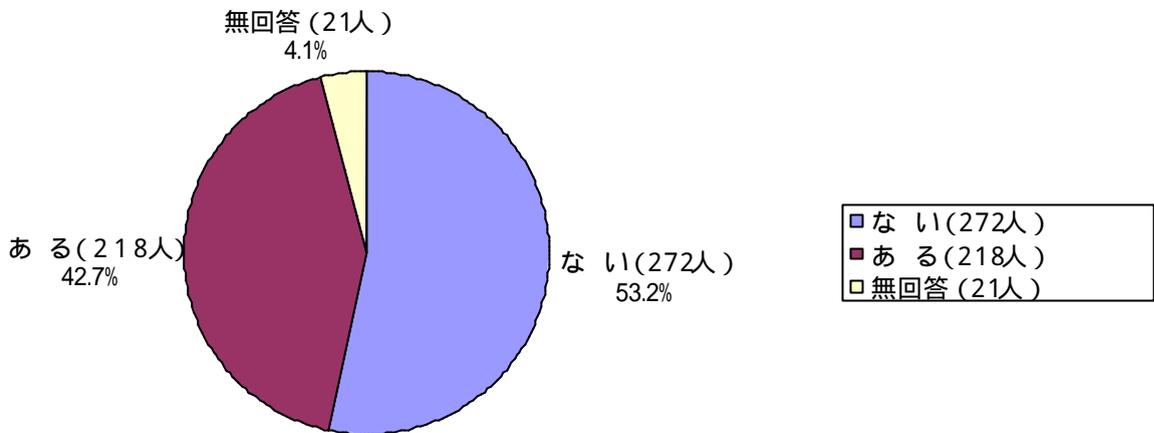


問18 - A 不服申立てをやめさせた状況（自由回答・回答数 18）

不必要な申立て等につき説得	8人
誤解・虚偽に基づく申立てにつき説得	5人
その他	5人

問19 受刑者から暴力を振るわれたり，脅されたりした経験の有無

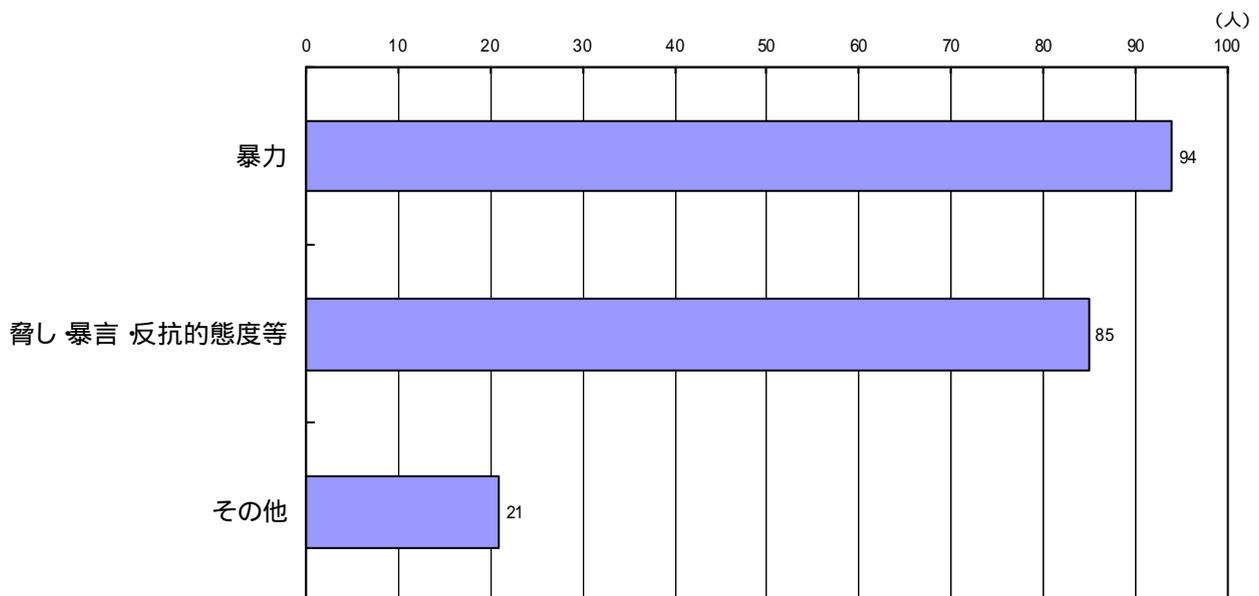
ある 42.7%
 ない 53.2%



問19-A 受刑者からの暴力，脅しの状況（自由回答・回答数187）

（本項における比率は，有効回答中に占める割合）

暴力 94人（18.4%）
 脅し 85人（16.6%）



暴力を受けた状況

指導・注意時	53人(10.4%)
巡回中等	25人(4.9%)
精神障害者、処遇困難者によるもの	16人(3.1%)

暴力の態様

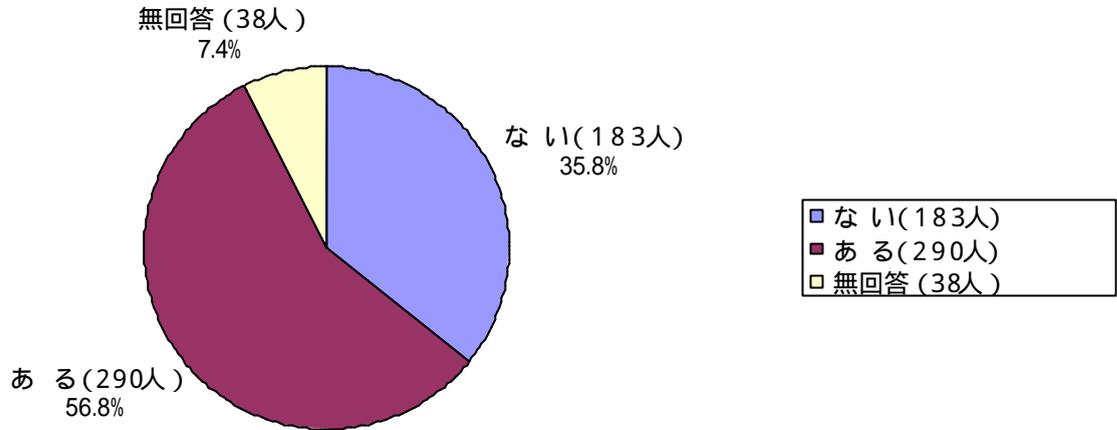
素手による暴力	44人(8.6%)
道具を用いた暴力	18人(3.5%)
その他	5人(1.0%)

暴力を受けた具体例

- ・ 工場担当中、木槌で殴られそうになった。
- ・ 保護房に入れる際、食器に入れた小便をかけられた。
- ・ 作業製品を舎房に入れる際、シャープペンシルで顔を刺された。
- ・ 机を頭上から振り下ろされた。
- ・ 15年くらい前、工場で、受刑者に注意したところ、工事中パイプで殴りかかられた。
- ・ 布団を入れるために開房しようとしたところ、箆を右手に持って首を刺そうとしてきた。
- ・ 規律違反を注意したら、腹を立てた受刑者から作業台を投げられた。
- ・ 生活要領について指導したところ、熱いお茶をかけられた。
- ・ 作業中大声で話をしていたのを注意したところ、持っていたはさみを目の前に突きつけられた。
- ・ 作業中のわき見を注意したところ、鉄パイプを持って反抗してきて、胸ぐらをつかまれた。
- ・ 指導中、いきなりイスを持ち上げて暴行されそうになった。
- ・ トイレのついたてを壊した物で、頭部を殴られた。
- ・ 凶器を持った未決被収容者から、職員が切られ、重傷を負った。
- ・ のみを後ろ手に隠して、詰め寄られた。
- ・ 交談を注意したら、殴りかかってきて、ボールペンで刺されそうになった。

問20 身の危険を感じた経験の有無

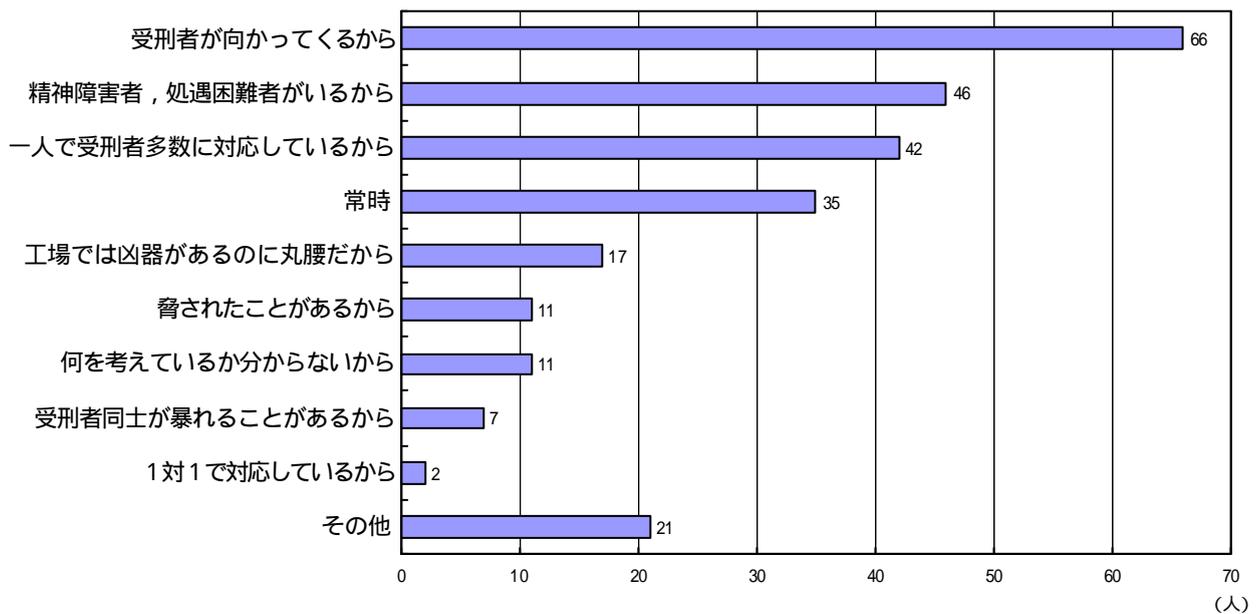
ある 56.8%
 ない 35.8%
 無回答 7.4%



問20-A 身の危険を感じる理由 (自由回答・回答数240)

受刑者が向かって来るから 66人 (22.8%)
 精神障害者, 処遇困難者がいるから 46人 (15.9%)
 一人で受刑者多数に対応しているから 42人 (14.5%)
 常時 35人 (12.1%)

(あると回答した者290人に占める割合)



問21 行刑改革及び行刑改革会議に対する意見等（自由回答・回答数241）

主要な意見及び具体的提言を含むもの

- ・ 受刑者が増加している以上，職員の増員をすべきである。（多数）
- ・ 現場を知らない上司が多い。（多数）
- ・ 学力偏重の刑務官採用試験，幹部試験を変えるべきである。
- ・ 昔，現場は刑務官の花形であったが，今は事務職より軽視されている。
- ・ 事なかれ主義・減点方式ではなく，加点方式を採り入れて，組織全体を健全化すべきである。
- ・ 幹部職員との会話ですら少なく，矯正局等の上部機関との会話は一切ない。
- ・ B級施設では，受刑者の改善更生は画餅である。
- ・ 犯罪者をただ隔離する施設と，改善更生させる施設とを分けるべきである。
- ・ 重篤な精神疾患がある者は治療を終えてから受刑させ，3回以上入所する者は，社会からの隔離のみを目的とする施設に入れるべきである。
- ・ 刑務所内に処遇困難者対策・救済室を設置し，処遇困難者等を救うべきである。
- ・ 精神的障害のある受刑者には，医療の面での対応が必要である。
- ・ 職員・施設が足りない以上，国営企業を作るべきである。
- ・ 国民に，刑務所で，受刑者がどのような待遇を受けているのか，被害者に対してどのように考えているのか，さらには，テレビで放映されたようなわがままな受刑者の姿を知りたい。
- ・ 監獄法は，現代に適合しておらず，改正すべきである。
- ・ 刑務官の権限の明文化をして，全国の刑務官のやり方を一本化すべきである。
- ・ 行刑改革については，机上で議論すべきではなく，委員が相当期間現場で勤務して現場を知った上で行うべきである。（多数）
- ・ 行刑改革会議は現場のプロが行うべきである。
- ・ 今回のアンケートを見ると，自分たちが受刑者を迫害していると思われるようで悲しい。
- ・ 国民にも，刑務所に関するアンケートを実施してもらいたい。
- ・ アンケートだけではなく，各刑務官に面接して意見を聞いてもらいたい。